

(案)

平成 24 年 11 月 日

福岡市長 高島 宗一郎 様

地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会
委員長 尾形 裕也

意見書

地方独立行政法人福岡市立病院機構に係る第 2 期中期目標（案）について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下、「法」という。）第 25 条第 3 項の規定に基づく地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会（以下、「当評価委員会」という。）の意見は下記のとおりである。

記

法第 25 条第 1 項に基づく地方独立行政法人福岡市立病院機構に係る第 2 期中期目標については、下記の理由により、別添のとおりとすることが適当である。

(理由)

地方独立行政法人福岡市立病院機構に係る第 2 期中期目標（案）の策定にあたっては、平成 24 年 8 月 30 日から 3 回にわたり当評価委員会において公開での審議を行ってきたところであり、別添の「地方独立行政法人福岡市立病院機構第 2 期中期目標（案）」は、これまでの審議において各委員から出された多様な意見についても適切に反映されたものとなっているため。

以上

地方独立行政法人福岡市立病院機構 第2期中期目標(案)

目次

前文

第1 中期目標の期間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

- (1) 良質な医療の実践
- (2) 地域医療への貢献と医療連携の推進
- (3) 災害時等の対応

2 患者サービス

- (1) 患者サービスの向上
- (2) ボランティアとの共働

3 医療の質の向上

- (1) 病院スタッフの確保と教育・研修
- (2) 信頼される医療の実践
- (3) 法令遵守と情報公開

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 自律性・機動性の高い運営管理体制の充実
- 2 事務部門等の専門性の向上
- 3 意欲を引き出す人事・給与制度等の導入

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の強化

- (1) 運営費負担金の縮減に向けた経営基盤の確立
- (2) 投資財源の確保

2 収支改善

- (1) 増収
- (2) 費用削減

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 新病院の整備及び運営に関する取組み
- 2 福岡市民病院における経営改善の推進

前文

地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）は、平成22年4月の設立以来、こども病院・感染症センターについては、次世代を担うこどもが心身ともに健やかに育成されることを目的とし、主として小児専門の高度医療を提供する病院として、また、福岡市民病院については、地域医療を基礎としつつ、高度医療及び高度救急医療を提供する地域の中核的な病院として、「いのちを喜び、心でふれあい、すべての人を慈しむ病院を目指します。」という市立病院機構の基本理念のもと、両病院の運営に取り組んできた。

市立病院機構設立から平成24年度までの第1期中期目標期間中においては、地方独立行政法人制度の特長を活かし、市立病院機構職員が一丸となって、住民のニーズに適切に対応し、安全・安心な医療や高度な医療の提供に努め、病院現場の実態に即した効率的・効果的な病院経営が行われた結果、初年度より福岡市からの運営費負担金繰入後の経常黒字を達成するなど、大きな経営改善が図られたところである。

第2期中期目標の策定にあたっては、医療環境の変化に的確に対応し、高度救急医療、小児医療、周産期医療をはじめ住民が求める医療の提供に努めることにより、さらなる医療水準の向上を図るとともに、第1期中期目標期間中の運営面・経営面における実績を踏まえ、引き続き経営の効率化等に積極的に取り組むこととする。

平成26年11月の開院を目指し移転整備を進めている新しいこども病院（以下、「新病院」という。）に関しては、一日でも早い開院を目指して精力的に準備を進めるとともに、開院後における早期の本格稼働及び市民に親しまれる病院づくりに努めることとする。

福岡市民病院については、平成20年6月の福岡市病院事業運営審議会答申及び同年9月議会の「新病院の整備に関する決議」を踏まえ、経営改善の達成状況や狭隘化・老朽化の状況及び医療環境の変化等を見ながら、福岡市において、そのあり方について検討していく。

第1 中期目標の期間

平成25年4月1日から平成29年3月31日まで

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

(1) 良質な医療の実践

市立病院機構は、地域における医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、福岡市における医療政策として求められる高度専門医療、救急医療等を提供すること。

また、その役割を安定的・継続的に果たすため、患者のニーズや医療環境の変化に即して、診療機能の充実や見直しを図ること。

ア こども病院・感染症センター

小児にかかる地域医療及び高度専門医療を担う小児総合医療施設として高い水準の医療機能を維持するとともに、第一種・第二種感染症指定医療機関としての役割については、福岡県に対し、新病院開院に先立つ早期の指定辞退を届け出ているが、代替の医療機関が確保されるまでの間は、その役割を果たすこと。

イ 新病院

新病院においては、平成20年12月策定の新病院基本構想を踏まえ、総合診療科、脳神経外科、歯科口腔外科、皮膚科を新設するとともに、産科を拡充し、こども病院としてこれまで培ってきた小児医療（高度・地域・救急）及び周産期医療のさらなる充実を図ること。

ウ 福岡市民病院

高度専門医療を担う地域の中核病院としての機能を維持するとともに、高度救急医療のさらなる充実を図ること。

また、新型インフルエンザ等の感染症発生時においては、福岡市における対策の中核的役割を果たすため、必要な整備を図ること。

(2) 地域医療への貢献と医療連携の推進

地域医療に貢献するため、地域の医療機関との連携・協力体制のさらなる充実を図り、病病・病診連携を積極的に推進すること。

(3) 災害時等の対応

災害発生時やその他の緊急時において、福岡市地域防災計画、各種感染症の対策行動計画等に基づき、市立病院として迅速かつ的確に対応すること。

また、他の自治体等において大規模災害が発生した場合は、医療救護活動の支援に努めること。

2 患者サービス

(1) 患者サービスの向上

患者のニーズを的確にとらえると同時に、選ばれる病院であり続けるため、患者サービスの向上に努めること。

また、より快適な療養環境を提供するため、院内環境の整備を進めるなど、患者の利便性の向上を図ること。

(2) ボランティアとの共働

ボランティアとの連携を図り、市民・患者の視点に立ったサービス向上のための取り組みを進めること。

3 医療の質の向上

(1) 病院スタッフの確保と教育・研修

医療水準を向上させるため、医師や看護師をはじめ、優れた人材の確保に努めること。また、研修体制の充実などにより、スタッフの専門性や医療技術の向上を図ること。

(2) 信頼される医療の実践

市民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図ること。

また、患者が自ら受ける医療の内容を理解し、納得のうえで自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントを徹底するなど、患者中心の医療を実践すること。

(3) 法令遵守と情報公開

市立病院としての使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理を確立し、適正な病院運営を行うこと。

また、個人情報保護及び情報公開に関しては、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）及び福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）に基づき、適切に対応すること。

さらに、病院の役割や医療内容等を積極的に情報発信するなど、市民に開かれた病院づくりに努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 自律性・機動性の高い運営管理体制の充実

地方独立行政法人制度の特長を活かし、各病院が自らの特性や実情を踏まえ、より機動的に業務改善ができるよう、各病院において病院長がリーダーシップを発揮し、自律性を発揮できる運営管理体制の充実を図ること。

2 事務部門等の専門性の向上

事務部門等においては、病院運営に関する専門知識や経営感覚を持ったプロパー職員の計画的な採用に努めるとともに、経営手法の企画・立案に関する戦略機能を強化するため、各病院の経営支援を的確に行える人材の育成に努めること。

3 意欲を引き出す人事・給与制度等の導入

職員の意欲を引き出す人事制度を構築し、職員の業績や能力を的確に評価するための公正かつ客観的な人事評価システムの導入に努めること。

また、病院の業績等に応じた給与制度を導入し、職員のモチベーションの維持・向上及び人件費の適正化を図ること。

さらに、福利厚生の実施や職場環境の整備など、職員が働きやすい環境の確保に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の強化

(1) 運営費負担金の縮減に向けた経営基盤の確立

福岡市の厳しい財政状況を踏まえると、引き続き市立病院機構全体の運営費負担金の縮減が求められることから、さらなる経営の効率化や健全化に向けた取組みを進め、安定した経営基盤を確立すること。

(2) 投資財源の確保

施設整備や高額医療機器の更新など、今後の投資計画を踏まえながら、自己財源の確保に努めること。

2 収支改善

(1) 増収

診療体制の充実や効率的な病床利用及び高度医療機器の稼働率向上に努めるとともに、診療報酬改定等の医療環境の変化に的確に対応し、増収を目指すこと。

また、医療費の未収金発生防止や確実な回収に努めること。

(2) 費用削減

地方独立行政法人の会計制度を活用した効果的・効率的な事業運営に努めるとともに、効果的な費用の削減に努めること。

また、計画的な維持修理による施設の長寿命化と投資の平準化、施設運営・保守管理の効率化などのアセットマネジメントを推進すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 新病院の整備及び運営に関する取組み

新病院の整備については、こども病院移転計画調査委員会において指摘のあった防災対策などについて十分配慮し、株式会社FCHパートナーズとの連携強化を図りながら、平成26年11月の開院を目指すとともに、地域住民に対する積極的な情報発信などにより、市民に親しまれる病院づくりに努めること。

また、開院後において、円滑な病院運営及び質の高いサービスの提供を行えるよう、医療従事者の確保など、必要な取組みを着実に行うこと。

さらに、小児医療、周産期医療を取り巻く状況や医療環境の変化等を踏まえ、新病院が求められる役割を果たすため、引き続き必要となる病床の確保に努めること。

2 福岡市民病院における経営改善の推進

福岡市民病院の経営改善については、地方独立行政法人化後2年目で病院開設以来初となる医業収支の黒字化を達成するなど、順調に進んでいるところであるものの、福岡市の厳しい財政状況を踏まえ、市立病院として担うべき医療を着実にを行いながら、引き続き経営の効率化に努めること。